

企業は社会的責任を担えるか

——存在論に基づくCSR原理序論——

平 手 賢 治

目 次

- 1 問題の所在 —消極説と積極説—
- 2 本性適合的認識 —消極説における第1根拠への批判—
- 3 個性性と人格性 —消極説における第2根拠への批判—
- 4 社会的諸集団の〈存在〉と共同善 —消極説における第3根拠への批判—
- 5 結語 —経営と共同善—

要 旨

本稿は、20世紀「的」存在論哲学の観点から、企業の社会的責任論に消極的な立場を批判し、企業は、本性適合的認識を通じて、その固有存在性を直知され、個性性としての質料的側面から利益追求が、又、人格の交わりによる企業の形相的側面から共同善が導かれ、両側面混然一体となって、社会的責任を担っている点を示すことに目的がある。

まず、消極説第1の根拠は、新カント派的観念論に規定された実証主義に立脚するため、企業の存在固有性を認めることが困難となり、企業の社会的責任主体性に疑問を呈する。しかし、かかる立場は、認識の諸段階における本性適合的認識の作用を看過しており、社会的諸集団の存在固有性が暗々に洞見される事態を見落としている。

次に、消極説第2の根拠は、利益を齎すことのみが企業の社会的責任であるとする。蓋し、企業は株主に利益を齎すために存在するからである。しかし、質料的側面である物質的個性性と形相的側面である霊的な人格性から〈存在〉は混然一体としてなっている。従って、利益という質料的個性性のみに着眼する消極説は、その質料的個性性故、生物的本能に脅かされ、常に餓え、他者を排除する不安定な統一体を齎す。そもそも社会的諸集団は、質料的個性性だけでなく、人格的諸存在を結合する人格性の両者から成立し、人格性の側面を看過することは誤りである。

そして、消極説第3の根拠は、個人的善とその総和を重視し、又、企業の公的領域への介入を否定する。しかし、社会的諸集団を実践理性の観点からみれば、社会的諸集団の〈存在〉は〈共同善〉となる。かかる共同善は個人的善の総和を超越したものであり、又、共同善は人格の交わりによって齎されるものであるから、人格の交わりによる新たな関係性の構築作用により、絶えず公的・私的領域の境界が引き直され、かかる引き直しの重要な役割を、社会的諸集団は担っている。

以上より、消極説が立脚する根拠は何れも妥当性を欠いている。企業の社会的責任論を構築するの当たっては、本性適合的認識、個性性と人格性、共同善といった諸原理に基づいて構築されるべきである。

1 問題の所在 ―消極説と積極説―

1.1 企業の社会的責任論における消極説と積極説

今日のCSR (Corporate Social Responsibility) 等の議論においては¹、企業を、その活動に対し法的責任を追及し得る法人格 (the legal person) として扱うだけでなく、企業における人々によってなされる意思決定を形成するある種の道徳的な働き (moral agency) を有するものと想定し、「企業は企業に所属する個人の責任よりもより重大な道徳的責任を有する」とする見解 (Crane, 2003, p. 41) が有力に主張されている (企業の社会的責任論積極説、以下、積極説とする)。

一方、M. Friedmanの見解に代表されるように、「ビジネスの社会的責任は利益を増加させることである」が故に、企業の「社会的責任が論じられるほど、企業の具体的責任がぼやけてくる」(土屋, 1980, pp. 131-2) とし、株主のために利益を生み出す責任の範囲を超えた企業の社会的責任を疑問視する見解も依然として有力に主張されている (企業の社会的責任論消極説、以下、消極説とする) (なお、田中=柘植, 2004, 第1章, 参照)。

1.2 消極説の根拠

消極説は、以下の3点を根拠とする (Crane, 2003, p. 39)。第1に、企業と人間存在は異なるが故に、企業活動に対する道徳的責任は人間存在のみが有するものである。従って、個々の人間存在 (individual human being) からなる企業は、その個々の人間存在が企業活動に対する責任を負担すればよいという帰結になる、とする。第2に、法令遵守の範囲内である限り、会社経営者の唯一の責任は、利益を齎すことである。蓋し、かかる責任を果たすために、企業は設立され、経営者は雇われるのであり、他の目的のために活動することは株主に対する背任行為である、とする。第3に、社会問題は企業経営者の領域 (私的領域) の問題というよりも国家の領域 (公的領域) の問題であり、経営者は社会における最善の利益如何を決定すべきではなく、そもそも決定不可能である。経営者は社会目的を設定・解決する訓練を受けておらず、民主的に選任されていない、とする。

1.3 積極説の根拠

以上の消極説 (特に企業の道徳的責任主体性に関する第1の点) に対し、積極説は、以下の2点から批判をし、自説の根拠とする (Crane, 2003, p. 44)。第1に、会社は、会社内において個人がなす意思決定とは異なった、所与の目的に適った内的決定構造 (a corporate internal decision structure) を有している。詰り、会社は、諸決定のための明示的或いは暗黙的目的を設定することによって、個人の責任の枠組を超えた、意思決定についての組織化された枠組を有しているのである、とする。第2に、あらゆる企業が組織化した内的決定構造を有するだけでなく、何が正・不正であるかを明らかにする信条・価値 (詰り、企業文化) を有しており、かかる信条・価値は個々人の倫理的意思決定或いは行動に重大な影響を与え、多くの問題は企業文化によって規定されている、とする。

1.4 本稿の目的

確かに、企業に対する道徳的責任の負担に関する消極説・積極説の論争は、長きに渡っており、複雑な様相を呈している。しかし、端的に言えば、積極説は「企業の社会的責任があるからある」と主張し、一方、消極説は「ないからない」と主張しているといえる。両者の議論が噛み合わない原因は、消極説は自らのよって立つ実証主義的方法論（フリードマン、1977）を相対化することをせず、一方、積極説は消極説がよって立つ実証主義的方法論を批判的に検討することもなく、それどころか、自らの主張の基底さえも省みないことに問題があると考えられる。

そこで、本稿においては、まず、消極説の第1根拠を検討するために、J. Maritain, E. Gilson, M. Heidegger等々の20世紀的存在論哲学への根本的転回を直視した上で、消極説の方法論的立場を相対化し、本性適合的認識論を論じる。次に、存在論の観点から個性性と人格性との相違を明らかにし、両者の関係如何を論じた上で、消極説の第2根拠を検討する。そして、社会的諸集団の〈存在〉とその共同善、共同善と個人的善との関係、私的/公的領域二分論と社会問題との関係如何を論じ、消極説の第3根拠の誤りを明らかにする。最後に、「経営と共同善」との関係のみ、企業の社会的責任の主体性を肯定する。

2 本性適合的認識 —消極説における第1根拠への批判—

2.1 唯概念論の観念論に規定された消極説

消極説の第1の根拠は、企業活動に対する道徳的責任は人間存在のみが有し、個々の人間存在が企業活動に対する責任を負担すればよいとする。その背後には、社会的諸集団は超個人的な固有存在ではなく、当該集団諸構成員個人間の関係に解消されるとする、新カント派的観念論が控えている。詰り、「あるものは皆考えられた何かとして存在している」とする「唯概念論の観念論」に規定されているのである（水波、2005, pp. 651-8）。

「唯概念論の観念論」においては、概念化的認識（the conceptual knowledge）のみが重視される。概念化的認識とは、我々の諸概念に含まれている可知的な（intelligible）対象を参照し、考慮に入れることによって、関連した諸真理との可知的な一致が生ずるか否かをもって行なう、合理的・推論的な認識或いは判断である（Maritain, 1953, p. 22）。

しかし、概念化して認識される限りの観念的事物は存在者全てではない。概念化的認識は人間認識の二次的なものに過ぎなく、一次的存在把握は、概念化的認識ではない本性適合的認識（knowledge through connaturality）である点に注目しなければならない²。

2.2 本性適合的認識 —存在論的な認識枠組—

本性適合的認識は、以下の如く、存在論的な認識枠組に基づく。人間存在は、問題となっている徳性を、意志（will）と欲求（desire）という諸力において所有し、かかる徳性を人間存在自身の中に具現化させることができる。即ち、人間存在は、自ら意志して、自らの〈存在〉の獲得へと傾く能動理性（*intellectus agens*, intellectual agent）（Maritain, 1930, pp. 105-6/翻訳 pp. 160-2,

なお、水波、2005, pp. 192-6, 参照)に基づき、自らの〈存在〉を充足するよう志向する、という〈存在〉の本質的基本構造の下にある(水波、2005, p. 250)。よって、人間存在は、正に人間存在の〈存在〉において、徳性と調和し(accordance)或いは徳性と本性的に適合する(co-natured)ことが可能となる。存在論的認識に基づく判断方法においては、例えば剛毅について問われれば、「我々デアルところのもの」(what we are)や、我々自身の〈存在〉に関する内的な傾向性(the inner bents or propensities)を参照し、考慮に入れることによって、最早学知(scientia)を通じてではなく、傾向性(inclination)を通じて、正しい解答を引き出すことになる。

2.3 本性適合的認識の特徴

従って、本性適合的認識の特徴を端的に指摘するならば、本性適合的認識のその本質は、調和(合一, union)或いは傾向性(inclination)、本性適合性(connaturality)或いは適応性(親和性, congeniality)を通じて、得られる認識であり(Maritain, 1951, pp. 91-2/翻訳p. 128)、かかる認識においては、知性は、知性だけではなく、意志という情動的な傾向性と気質(disposition)と共に活動し、更に、意志という情動的な傾向性と気質によって導かれ、指図される(なお、水波、2005, pp. 196-213, 250-2)。本性適合的認識は、合理的な認識ではなく、概念化(the conceptual)を通じての認識でもない。又、理性(Reason)の論理的且つ推論的な行使によるものでもない。確かに、本性適合的認識は、曖昧で、それ自体の説明を与えることもおそらく不可能な、又、言葉に置き換えることも不可能な非体系的認識ではあるが、Maritainによって、「永続的な諸性向の絃の振動が主体のうちに響かす内的メロディー」(Maritain, 1951, p. 92/翻訳p. 128)であると形容されるが如く、瞬時にその内容を斉一的に把握するいきいきとした現実の認識であり、そして、不過謬且つ真正の認識なのである³。

以上より、理性を用いる道徳哲学と理性を用いない基本的道徳原理の認識とを区別し、概念化的認識よりも本性適合的認識をより重視すべきである。蓋し、第1に、本性適合的認識は、知性の第一の対象(objectum formale, 形相的对象)(Maritain, 1930, pp. 58-9, 116-7/翻訳pp. 75-6, 176-9)である〈存在〉そのものへの万人の了解(〈存在〉了解)であるが故(なお、水波、2005, p. 8, pp. 241-7, 450-3, 参照)⁴、人間実存(human existence)において重要な役割を果たすからであり⁵、又、第2に、本性適合的認識は、より深遠な方法において、認識という概念に関する類比的な(analogous)特徴を、我々に理解させるからである。

2.4 本性適合的認識と社会的諸集団の〈存在〉

上記議論を踏まえるならば、本性適合性を通じた認識によって、自由且つ平等な人格としての市民(協同している市民)という観念(Rawls, 2001, § 7)と正義についての一つの公共的構想によって実効的に規制されている善く秩序付けられた社会という観念(Rawls, 2001, § 3)を、互惠性(reciprocity)・相互性(mutuality)(Rawls, 2001, p. 49, fn. 14)に基づく社会的協同の体系という基礎的な観念(Rawls, 2001, § 2)において結合し、把握することは、J. Rawlsが指摘する如く、直観的に洞見される事態であろう(Rawls, p. 2001, pp. 5-6, なお、§ 8.2, 参照)。即ち、本

性適合的認識を通じて、自らが自由意志と理性を有した人格であることを暗々に直知するだけでなく、善く秩序付けられた社会を了解し、正義についての一つの公共的構想によって実効的に規制されている善く秩序付けられた当該社会の下で、協同に従事し、適切な比較の標準によって図られる適切な利益を互恵的・相互的に受けるべきであること（Rawls, 2001, p. 49, f. n. 14）、そして、かかる互恵性・相互性に基づいて人間が形成する社会的諸集団の超個人的な固有存在性を、概念化以前において直観的・自然本性的に洞見するのである（水波, 2005, p. 321）。従って、本性適合的認識こそが人間が形成する無数の社会的諸集団の〈存在〉を可能にする「根元的な要因」であり、Freidmanの如く、企業の責任主体性を個々人に還元することは、概念化以前の本性適合的認識を考慮せず、「人間の社会的共同生活の存在論的基底を看過している」（水波, 2005, p. 321）見解といえる。

3 個性と人格性 ―消極説における第2根拠への批判―

3.1 人間存在における個性と人格性

消極説の第2の根拠は、利益を齎すことこそそのみが企業の社会的責任であるとする点にある。かかる根拠は、個性（individuality）と人格性（personality）との区別を想定せず、個性の側面のみを重視したために齎された、誤った唯物論的帰結である。かかる誤りを正すために、先ず、20世紀的存在論哲学における人間論をみることから始める。

そもそも、人間存在は、形而上学的な存在論における〈本質存在〉と〈事実存在〉との実体的結合よりなる。そして、形相靈魂的な〈本質存在〉からは靈的極における自由と善の淵源たる人格が導かれ、第一質料的な〈事実存在〉からは物質的極において人格の陰影たる個性が導かれる（Maritain, 1947, p. 23）。

3.2 個性

先ず個性である。現世的事物即ち質料的存在における個性は、質料が各々の他の位置から区別された一定の位置という空間において占めることを要求している限り、質料に基礎付けられている。ただ、質料それ自体では〈非-存在〉（non-being）であり、形相を受容れ或いは実体的な変化を受容れる単なる可能態（potency）に過ぎない。しかし、質料からなる一切の〈存在〉においては、純粹可能態は形而上学的エネルギーの痕跡（impress）たる形相を齎す。形相は、実体的統一性を構成し、そして、実体的統一性を正に「それであるところのもの」（that which it is）と規定する。詰り、形相が質料を形作るよう秩序付けられているが故に、等しく空間性の中へ埋め込まれている他の諸存在と共に、同様の種的本性を共有する然々の存在において、形相が、形相それ自体を、個性化するのである（Maritain, 1947, pp. 25-6）。従って、質料の〈存在〉への渴望（avidity）は、質料それ自体によって充足されるのではなく、形相が一切を規定し、充足する。

3.3 人格性

次に人格性（位格性）である。人格性という神秘を明らかにするために、愛との関係から考察を始める（Maritain, 1947, p. 28）。そもそも、愛とは、お返しを期待せぬ一方通行であり（『ルカ』六の33）、更に、至高なる者の愛は、お返しも期待せぬ一方通行どころか、「自分の敵」・「忘恩の人々」（『ルカ』六の35）に対してなされるより根源的なものである（なお、岩田, 2003, p. 240, 岩田, 2005, p. 120, 参照）。従って、愛の対象は、実存・善意・活動の尽きせぬ中心であり、単に与えるのではなく自己自身をも与えることのできる中心であり、他者によって授けられる一切のもののみならず、賜物としての他者、自己自身を授ける他者を受容れることのできる中心である。即ち、愛の対象とは、愛されるべき者において見出され、数え上げ得るあらゆる特質・本質ではなく、より根源的な人格という形而上学的な対象である（Maritain, 1947, p. 29, 岩田, 2003, pp. 92-8）。

そもそも、愛において、自己を授けるためには、先ず存在しなければならない。即ち、知性と自由の働きによって自己自身を掌握し、認識と愛によって充溢的に実存することができる霊的な実存でなければならない。それ故、形而上学においては、人格を独立性及び全体性という観点から明確にする。人格を独立性及び全体性という観点から捉えるということは、人格とは、霊的に実存しながらも、それ自体で一つの宇宙を構成する現実態であり、又、人格とは、神である超越的全体に直面しつつ、偉大なる全宇宙（大宇宙）の中で相対的に独立した全体（小宇宙）を構成する現実態であると、捉えることを意味する。詰り、人格である限り独立性を有し、人格は部分に優る全体性を有するのである。人格が神の似姿（the image of God）であるということは、かかる事態をいう。人格は、本性的に聖なる事物の秩序に由来し、宇宙の全秩序を超越する絶対者と直接の関係に立っているが故に、絶対的な尊厳を有するのである。従って、人格性とは、人間という合成体と交わった精神的靈魂の「自存」（subsistence）の故に存在しているといえる。「自存」とは、人格が受け取る実存がそれ自身の実存とそれ自身の卓越性を見出し得るよう、実存の全体秩序と直面する本性を、創造主たる神（＝〈存在（作用）〉）が、人格自体の内に封印することによって齎される究極的な完成である。即ち、人格性とは、人間存在の実体において、実存を所有し、自由に自己を完成することを可能にする印であるが故に、人格性は、〈存在〉において寛大性（generosity）を示すのである。寛大性は、受肉化した魂がその霊的本性に由来し、又、人間存在の存在論的構造の内密の深淵において動態的な統一性と内なるものからの統一化の源泉を構成するのである（Maritain, 1947, pp. 30-1）。

3.4 個性と人格性との関係

以上の個性性と人格性を前提とするならば、両者の関係は、R. Descartesの如く、人間存在を、靈魂を完全の〈存在〉としてそれ自体で存在する一事物、即ち、思惟（thought）と、肉体を完全な〈存在〉としてそれ自体で存在する別個の事物、即ち、延長（extension）との偶有的結合であると捉えること（霊-肉二元論）は妥当でない。靈魂と質料とは、人間と称される単一独自の〈存在〉の2つの実体的な協同原理である（霊-肉一元論）。即ち、各々の靈魂は生殖細胞から

遺伝的全内実とその質料を受容した個々の特定の肉体に生命を吹き込むよう意図されたが故に、更に、各々の靈魂は個々の特殊の肉体に対して実体的関係を有するが故に、各々の靈魂は、その正に実体において、他の一切の靈魂から自己を区別する個体的な諸特徴を有しているのである（Maritain, 1947, p. 26）。よって、人間存在は第一質料の原理の観点からみれば物的個体として捉えられ、実体的形相原理の観点からみれば人格者として捉えられ、人間存在は同時に個体でもあれば人格でもあるのである（Maritain, 1947, p. 33, 水波, 2005, pp. 314-5, 360-1, pp. 573-8）。

そもそも、個性のみに着眼した場合、個性は、質料に規定されているが故に、他の人々であるところの全てを自己（oneself）から排除しようとする〈存在〉となり、自我（moi, âtom, ego）の狹隘さを齎す。結果、質料的個性としての人間は、自己のために得ようと永久に脅かされ、永久に餓え、数多性（multiplicity）へと散逸する不安定な統一に過ぎなくなる。蓋し、質料は、空間が分割される傾向性をもつが如く、放任すれば、分散・崩壊へと転落する傾向性を有するからである（Maritain, 1947, pp. 27-8）。

企業の社会的責任を利益に限定する消極説における第2根拠は、個性性と人格性との区別を想定せず、又、方法論的個人主義という方法論の下で質料的個性のみに注目する、誤った前提から導かれたものである。かかる誤りの故に、企業の社会的責任を利益のみに着眼する唯物論的見解となり、人格性を無視し齎された結果は、利益のみによる結合であり、利益のみによる結合はRawlsが批判的に言及する不安定な「暫定協定」（*modus vivendi*）（Rawls, 2001, pp. 192-5）に過ぎなく、自ずから市場及び社会の不安定化を招くこととなるのである。但し、個性性或いは利益による結合を無視することも又妥当でない。社会的諸集団を、利益社会（Gesellschaft）と共同社会（Gemeinschaft）とに明確に分離できるわけではなく、人格性或いは本性適合的認識によらない社会的集団がないのと同様、個性性或いは概念化的認識によらない社会的集団はない。詰り、両者は同一の社会的集団の二側面なのである（メスナー, 1994, pp. 166-71）。

4 社会的諸集団の〈存在〉と共同善 —消極説における第3根拠への批判—

4.1 人格の交わり

消極説の第3の根拠は、個人的善或いは利益の総体・効用を重視し、私的/公的領域を厳格に二分することによって、消極説を堅持するものである。そこで、第1に、個人的善を超越した共同善の存在を示し、第2に、個人的善と共同善の関係を明らかにした上で、私的/公的領域二分論の本質を明らかにする。かかる立論により、消極説の第3根拠のよって立つ基盤の誤謬性が自ずから明らかとなるであろう。

人格は自己への内面性（或いは内的動態運動、なお、Maritain, 1953, p. 197, 参照）を意味するが、人格は内面性と独立性を超える霊であるが故に、（能動理性によって）開かれたものとなる。即ち、人間存在が人格であり、人間存在が自分について自問自答するということは、人間存在は、認識或いは愛の交わり（複数性、communication）を要請し、そして、他者或いは他者達との交わりを要求している。詰り、人格は、その本性上、魂と魂が現実的に交わる対話（a dialogue）

を望み、社会生活と協同（合一，融合，communion）⁶への傾向性を有しているのである（Maritain, 1947, pp. 31-32）。

4.2 補完可能性原理と補完必要性原理 —多元的社会論—

従って、社会的諸集団の固有存在性は本性適合的に洞見されるが、更に述べれば、社会的協同が要求されるのは、以下の2つの根拠による（Maritain, 1947, pp. 37-8, なお、メスナー, 1994, pp. 157-65, 参照）。

第1に、人格は、人格の根源的な寛大性の観点からすれば、存在・生・可知性・愛の深淵に刻み込まれた充溢の法則（the law of superabundance）に応じて、社会的交わりの中へと溢れ出ようとする傾向をもっている。詰り、他の諸人格との関係を要求する認識或いは愛の交わりへと内的に急ぎ立てられ、更に、人格は、自らの〈存在〉充足を図るという正に卓越性（perfection）に規定されているのである。従って、靈魂の形相原理によって、自らの〈存在〉充足を図るために必要な共通目的を有し、かかる共通目的を達成するため他者と協同・結合し、社会的諸集団を形成することは、人格という靈魂的形相原理のなす業である（社会的補完可能性の原理, 水波, 2005, p. 315）。

第2に、質料的個性性に由来する不足・必要のため、人格は、社会的交わりの団体（body）に統合されない限り、自己の〈存在〉充足を図ることはできない。それ故、社会は、人格に、人格が必要とする実存と発展の正に当該諸条件を付与するものとして現れることが必要となる。詰り、人格それ自体だけでは充足を得ることはできず、社会から本質的な諸善を受けることによって、初めて充足を得ることができるのであり、ここに、社会的諸集団を形成する必要性が見出されるのである（社会的補完必要性の原理, 水波, 2005, p. 316）。

以上の2つの原理よりすれば、人格の発展のためには多元的な複数の自主的協同体が必要とされる（Maritain, 1944, p. 15）。即ち、自らの生を充足・完成するための事物は勿論、そもそも人間の実存的目的は、統一性・全体性を内包した秩序に本性的に適合しつつも、概念化的認識によって「歴史的具体的状況の下で展開して追求される」（水波, 2005, p. 367）が故に、正に多様であり、それ故、各人が自らの社会的本性によって他者と共に構成する社会的諸集団も多様なものとなる（多元的社会論, メスナー, 1994, p. 195, pp. 763-70）。よって、政治的協同体の下位には、本性の根本的要求に由来する家族協同体或いは自由に諸種の集団に結合する諸人格の意志に由来する結社があり（Rawls, 2001, p. 11）、政治的協同体の上位には、国際的な協同体があるのである（Rawls, 1999）。

4.3 社会的諸集団の〈存在〉と共同善との関係

では、社会的諸集団を〈存在〉或いは〈非-存在〉として捉える理論理性の観点からではなく、人間存在の〈存在〉充足にとり可欲的であるか否かという実践理性の観点から、社会的諸集団を捉えるならば、社会的諸集団は〈善〉或いは〈悪〉として現れる。蓋し、そもそも存在者は全て自然本性的に〈存在〉の確実さを欲し、破壊を避けることから、〈存在〉そのものは〈善〉の

本質を備え、〈存在〉と〈善〉とは互換可能であるからである（稲垣，1999，pp. 380-3）。〈存在〉と〈善〉の互換性は，社会的諸集団においても同様である。従って，社会的諸集団という独立性・全体性を有した〈存在〉は理論理性の観点から〈存在〉として現れるが，実践理性の観点からは〈共同善〉（the common good）として現れる。即ち，「各社会集団はその存在に固有の理法，存在の構造法則……に従ってそれぞれの活動をなして存在し，それぞれの集団的『存在』性を充実に増大させて存していて各人の存在充足をより多く補完している限りで，実践理性の観点からは，かような集団の『存在』は可欲求的であり，この『存在』そのものが『共同善』とみえてくる」のである（水波，2005，p. 365）。

共同善は次の3点の本質的特徴を有する（Maritain, 1944, pp. 8-10）。第1は，再分配（redistribution）に関する。共同善は，人格的諸存在者に再分配され，人格的諸存在者の発展或いは〈存在〉充足を図るものでなければならない。第2は，社会における権威（authority）に関する。諸人格からなる協同体を共同善へと導くためには，特定の者が指導の責任者となることが必要であり，指導者がなす指令・決定を協同体の他の構成員が遵守することが必要である。それ故，共同善は権威の基底でなければならない。共同善に基づく権威は，自由人に適用されるものであり，支配者の個人的善に基づいて人間存在全体に渡って行使される支配権（the dominion）とは全く対照的である。第3は，内在的道義性（the intrinsic morality）に関する。共同善は単なる利益（advantages）・効用（conveniences）の総体ではなく，本質的に正と善に基づいた人間的生の完全性（完全性，integrity）である。従って，正義と道徳的な正しさは共同善の本質であるが故に，共同善は諸市民の全体に徳の発展を要求し，正義或いは道徳に反する全ての活動は共同善を害し，悪であることになる（なお，Rawls, 2001, § 43, Rawls, 1996, ch. V，参照）。

以上より，社会的諸集団は，個人的善にのみ関係しているわけではなく，社会本性的に個人的善の総体を超越する共同善の側面を有しており，消極説の第3根拠が前提とする如く，企業は利益・効用のみに関心を有していればよいわけではない。

4.4 社会的諸集団と人間との関係

更に，消極説の第3根拠の基底をなす，社会的諸集団と人間との関係如何を問題とする。

人間存在は，第一質料的なその身体性の側面からみれば，個体である。個体を保存するためには，個体の生命や種の保存に必要なものを供給し，生命そのものの維持・保存を第一義としなければならない。かかる個体保存を目的とする経済的・生産的な活動からなる領域が，私的領域（private sphere）である。私的領域においては，社会的集団は個体たる各構成員にとっては全体であり，各構成員は部分となり，結果，集団総体利益は，個人的利益よりも優位を占める。

一方，人間存在は，形相靈魂の側面からみれば，人格である。人格の交わりにおいて，偶有的な社会的集団の共同善が，個人的善の総体を超越し，人格の交わりの成果として齎された「真の全体性・一者性の秘奥」（水波，2005，p. 318）において現れ，洞見される。かかる領域は，自由且つ平等な人格からなる構成員即ち市民として，社会的諸集団の共同善を追求し，自らの〈存在〉充足を図り，卓越した人間となる公的領域（public sphere）である。公的領域においては，

真の全体性・一者性において社会的集団は全体であり各構成員は部分となる。しかし、社会的諸集団は人格的諸存在の〈存在〉充足のために存在する偶有的存在であり、人格的諸存在者の目的又その〈存在〉充足度は社会的諸集団を超越している点を看過してはならない。確かに、人格者の実存の交わりにおいてみられる社会的集団の〈存在〉と共同善は尊厳あるものだが、両者は共に人格的諸存在の〈存在〉充足・自己完成をもって自足的となる補完物であり、各構成員の人格性は共同善を遥かに超越している。従って、人格的諸存在の充足のために社会的諸集団の〈存在〉があるのであり、その逆では決していない（社会的諸集団の補完性の原理, Maritain, 1944, pp. 10-3, メスナー, pp. 887-92)⁷。すると、人格実存的な交わりという活動は、「どんな特殊な内容のものであっても、常に、新たな関係を打ち立てるものであり、それ故あらゆる制約を解き放ち、あらゆる境界線を突破するという内在的な傾向を有している」（アレント, 1994, p. 308）。そして、そもそも、社会とは、「生命の維持のためにのみ存在する相互依存の事実が公的な重要性を帯び、ただ生存にのみ結びついた活動力が公的領域に現れるのを許されている形態」（アレント, 1994, p. 71）である。従って、私的領域と公的領域とは、硬直的な二分法で切断されるのではない。社会的諸集団は、人格の実存的交わりという活動によって、私的/公的領域の境界線を常に書換えてゆく空間なのである。よって、消極説の第3根拠は、私的/公的領域論の本質を看過した、全くの誤謬である。

5 結語 ―経営と共同善―

本稿において述べられた見解は、奇異なものではない。其処か、本道である。John Paul II は、倫理は経営活動が基本的な人間的・社会的諸側面に対し配慮するよう導かなければならないとした上で、利益追求は経営活動の唯一の目的ではなく、福音によって、企業人は「被雇用者・消費者の尊厳・創造的活動」及び「共同善の諸要求」の尊重を具体化しなければならないとした。即ち、共同善を擁護するためにビジネスにおける健全な倫理的実践者が必要であり、共同善は企業倫理を必要としている旨を言及したのである（John Paul II, 2004）。更に、Pius XII は、「ビジネスと共同善」（Pius XII, 1956）として、第1に、経済的・財務的領域は、利益追求ではなく、人間人格が充全的充足（integral fulfillment）を完成することを可能にする道（avenue）である、第2に、企業と企業家精神こそが経済的領域における高度な自由を享受することを、共同善が要求する、第3に、経済的自由は人間の充全的な自由（integral freedom）を補完し方向付ける、即ち、経済活動における企業家精神を伴った権利は物質的な状況を改善するに役立つだけでなく、企業家に道徳的・霊的發展を齎し、真理において生を自由に選択することによって真に自由になることを可能とし、更に、経済的秩序において行動する自由は、自由の行使を通じて自らの〈存在〉充足を促進する可能性を有していることを認識すべきである、とする。

これらの教説（teaching）の背景には、本性適合的認識、個性性と人格性、共同善といった本稿において言及した諸原理論が存していることは明らかであろう。詰り、本性適合的認識により、企業の固有存在性を直知し、個性性としての質料的側面から利益追求が、又、人格の交わり

による企業の形相的側面から共同善が導かれ、両側面混然一体となって企業は社会的責任を担っているのである。

注

- 1 現時点では、CSRと1970年代の企業の社会的責任論とを異なったものと捉える見解が多数存在するが、原理的な問題に関しては異なった点はない。又、CSRの変遷を4段階に捉えるW. C. Fredrickの見解が取り上げられる場合があるが、様々な議論が錯綜混乱しており、その学としての基底を欠くものとして批判的に捉えるべきである。
- 2 概念化的認識と本性適合的認識という、人間の理性認識に関する二態様は、トミズム（Thomism）固有の伝統的な分類であるが、「存在論の世紀」である20世紀においても、H. Bergsonによる心理学的学説その他全ての教説を超えた前学問的な知である「意識の直接与件」、E. Husserlによる反省の対象化的自覚的な認識事実を全て現象学的に還元しても尚残る意識の直証的所与世界の認識（水波、2005, pp. 689-96）、M. Heideggerによる反省的概念化的な常識や学説に先行する存在了解の開示する認識地平（水波、2005, pp. 696-702）等に散見される。又、Maritainによれば、本性適合的認識という概念或いは同様の諸概念の歴史は、Thomas Aquinas以前の、ラーマヌジャ（Ramanuja）、バクティ（bhakti）といった印度哲学にまで遡ることが可能である。
- 3 概念化的認識においては、認識する者と認識される対象的事物とは分離しているが故、絶えず誤謬の可能性がある。しかし、本性適合的認識においては、認識する者と認識される対象的事物が融合し、本質存在と事実存在の区別が消滅した状態である故に、絶対的に真である。蓋し、真理とは認識する者と認識される対象物との合致であるからである。この点、自己の〈存在〉に関しては、本性的にかかる合致が必然的に生じていることに注意せよ（岩田、2003, p. 152）。
- 4 水波は、8つ観点から、本性適合性認識と〈存在〉の関係を論じている。
- 5 Maritainは、「本性適合的認識は、人間実存において（特に日常生活において、そして、人格と人格という我々の関連性（our relationship of person to person）において生じる各自のかかる認識（knowing）において）、計り知れないほどの役割を果たしている」とする（Maritain, 1953, p. 23）。
- 6 Maritanは人格性から導かれるcommunionと個性性から導かれるsocietyとを対比する（Maritain, 1947, p. 37）。
- 7 個人の固有存在性のみを認め、社会的諸集団の固有存在性を否定する近代個人主義、社会的諸集団の固有存在性のみを認め、個人を偶有的存在とする全体主義は、共に誤りである。

参考文献

- H. アレント（志水速雄訳）（1994）『人間の条件』筑摩書房。
稲垣良典（1999）『トマス・アクィナス』講談社。
岩田靖夫（2003）『ヨーロッパ思想入門』岩波書店。
岩田靖夫（2005）『よく生きる』筑摩書房。
田中朋弘＝柘植尚則『ビジネス倫理学』ナカニシヤ出版。
土屋守章（1980）『企業の社会的責任』税務経理協会。
M. フリードマン（佐藤隆三＝長谷川啓之訳）（1977）『実証経済学の方法と展開』富士書房。

- J. メスナー（水波朗＝野尻武敏＝栗城寿夫訳）（1995）『自然法』創文社。
水波朗（2005）『自然法と洞見知』創文社。
- M. Friedman (1970) “The social responsibility of business is to increase its profits”, *New York Times Magazine*, September 13.
- A. Crane＝D. Matten (2004), *Business Ethics: A European Perspective*, New York: Oxford University Press.
- J. Maritain (1930), *An introduction to Philosophy*, London New York: Continuum (吉満義彦訳(1948)『形而上学序論』エンデルレ書店).
- J. Maritain (1944), *The Right of Man and Natural Law*, London Geoffrey Bles: The Centenary Press.
- J. Maritain (1947), *The Person and the Common Good*, New York Charles Scribner's Son's.
- J. Maritain (1951), *Man and the State*, Chicago: The University of Chicago Press（久保正幡＝稲垣良典訳（1962）『人間と国家』創文社）。
- J. Maritain (1953), *The Range of Reason*, London Geoffrey Bles: The Centenary Press.
- John Paul II (2004), “Common Good Demands Business Ethics, Says Pope/Insists “Pursuit of Profit Is Not the Sole End” ” *Zenit*, March 5, Code: ZE04030504.
- Pius XII (1956), “Business and the Common Good”, *The Pope Speaks* 3, No. 1.
- J. Rawls (1996), *Political Liberalism*, Paperback ed., New York: Columbia University Press.
- J. Rawls (1999), *The Law of Peoples: With “The Idea of Public Reason Revisited”*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- J. Rawls (2001), *Justice as Fairness: A Restatement*, ed. Erin Kelly, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

【付記】 本稿は、日本経営倫理学会主催第3回「経営倫理」懸賞論文〈学術研究部門〉佳作賞受賞論文である。
著作権を有する日本経営倫理学会には、掲載を許諾していただき、厚く感謝を申し上げます。